

## 新庄村家庭の省・創・畜エネ設備・EV 導入支援事業補助金交付要綱

令和 5 年 4 月 1 日

告示第 114 号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭の省エネルギー化を図り、もって温室効果ガスの排出抑制に資することを目的に、省エネルギー設備を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新庄村補助金等交付規則（昭和 50 年規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付対象機器等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、村内の住宅（店舗等併用住宅を含む。）に別表に掲げる省エネルギー設備を導入する事業であって、同表の区分に応じ、各欄に定める要件を満たすものとする。

### (補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付を受けすることができる者は、村内に住所を有し、かつ居住している個人で、自ら居住する住宅に別表に掲げる省エネルギー設備を導入する個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、村税または使用料の滞納がある場合は、補助金の交付対象としない。

### (補助金の交付制限)

第4条 同種の省エネルギー設備にかかる補助金の交付回数は、一住宅（同一敷地内にある別棟の建物を含む。）につき 1 回とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 1 以内とし、補助金の上限額は別表に定めるとおりとする。

2 前項において、当該補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 位置図、平面図、立面図等
- (3) 設備導入前の現況写真
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 村長は、前条の補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、村長は、岡山県家庭の省・創・畜エネ設備・EV導入支援事業補助金交付要綱第9条による市町村への補助金の交付の決定が見込まれない場合は、申請者への補助金の交付を決定しないことができるものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書、収支清算書
- (2) 位置図、平面図、立面図等
- (3) 領収書又は請求書
- (4) 設備導入後の状況写真
- (5) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 村長は、前条の補助事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対し通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の通知を受けた申請者は、補助金交付請求書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第11条 補助金の交付を受けた者は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める法定耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間、補助事業で導入した機器を補助金の交付の目的に従いその適正な運用を図らなければならない

ない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、補助事業で導入した機器の法定耐用年数の期間内において当該機器を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第5号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の返還）

第12条 村長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる命ずることができる。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の行為があったとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第1項、第2項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

## 別表

各設備共通要件：未使用品であること

省・創・蓄エネ 設備・EV	定 義	1件あたりの 補助金上限額 (千円)
太陽光発電設備	太陽光を電気に変換する設備	50
ZEH (ネット・ゼロ・ エネルギー・ハウス)	1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下になる住宅	200
HEMS	家庭のエネルギー管理システム	10
高効率給湯器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート)</li> <li>・潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)</li> <li>・潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)</li> <li>・ガスエンジン給湯器(エコウィル)</li> <li>・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)</li> </ul>	40
窓断熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラス交換(既存窓を利用してガラスのみを交換するもの)</li> <li>・内窓設置(既存窓の内側に新たに窓を設置するもの又は既存の内窓を取り除き新たに内窓に交換するもの)</li> <li>・外窓交換(既存の窓を取り除き新たな窓に交換するもの) ガラス交換及び外窓交換は複層ガラス又は三層ガラス製品への交換とする。</li> </ul>	50
蓄電池(エネファームを含む。)	(蓄電池) 定置用リチウムイオン蓄電池 (エネファーム) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	100
太陽熱温水器	太陽熱を利用して給湯を行う装置(自然循環型)	20
太陽熱利用システム	太陽熱を利用して給湯等を行う装置(強制循環型)	30

軽EV	・軽自動車のEV（電気自動車）	100
電気自動車等 V2H 充電設備	電気自動車等へ充電及び電気自動車等から分電盤を通じた建物 への電力供給が可能な充電設備	100